

平成 26 年度 第 3 回 大阪府土砂災害対策審議会 議事要旨

日 時 : 平成 27 年 1 月 8 日 (木) 10:00~11:30

場 所 : 大阪府庁本館 (第三委員会室)

出席者 : 阿部委員、小杉委員、千木良委員、矢守委員、松村会長 計 5 名

(欠席 : 大久保委員、深町委員)

まとめ

(1) 「大阪府砂防指定地管理条例の今後の方針」について

- 答申(案)をもって、当審議会からの答申とする。

(2) 「今後の土砂災害対策の進め方」について

- 土砂災害防止法の指定のような情報は、安全な場所、危険な場所と二分割でとらえられることが多いので、そうならないように工夫が必要
- ホームページでの公表は、情報はリリースしているが、見るべき人がみていないこともあり、その本来の効果を生みにくい。まずは見ていただく工夫が必要。
- 基礎調査の実施箇所を公表することで、調査に反対されて、逆に基礎調査がストップしてしまうようなことがないよう留意されたい。
- 広島のような深夜のゲリラ豪雨では、自宅外へ避難することがかえって危険なこともある。「ゼロ時避難」や「垂直避難」により、完全なものとは言えないが、かなりの割合で安全度が高まる。
- 避難勧告などの情報は、精度を上げて情報を出すと、安全情報のように受け取られる。情報は情報として受け取り、自分たちがどういうところに住んでいるかということ意識して対処することが必要。

概 要 : [以下、○委員 ●事務局]

(1) 「大阪府砂防指定地管理条例の今後の方針」について

- 許可の譲渡は規定上可能なのか。許可は、許可受人の資力要件等を審査してなされたものであるのに問題はないのか。
- 現行規則では譲渡の手続きを設けており、許可が承継された場合には届出するよう規定しているところ。今回の条例改正では許可の承継は承認制に改正する予定である。
- 今回の改正では、罰則の量刑の上限を自治法上限まで上げる。また、その罰則が課される行為が拡大され、命令に違反した場合も罰則の対象行為になるということか。
- そうである。
- 許可をする際には、条件を課していると思うが、この条件に違反した場合には許可を取り消すという条件を、許可を与える段階で付すことはこれまでも普通に行われており、これからも行われると考えていいのか。
- 許可条件に違反した場合には、監督処分を経たうえで、これに従わない場合には、罰則を適用したいと考えている。

- 「軽微な行為」は許可から届出に改正ということについて、「軽微な行為」と「軽微でない行為」のその区別は何か。
- 規則で規定しており、例えば 150 平米以下かつ 1 メーター以下の盛土、切土については、届出とする予定である。
- 「警察、関係機関と連携して指導を行う」ということについて、具体的にはどのように行うのか。
- 法律を主管する部局が、合同でパトロールを実施し、それぞれの法律の観点から、違法性や是正すべき点を確認したり、また、そのパトロールの折には、警察にも同行の協力をお願いしたりといったことが考えられる。
- 条文の書きっぷりからすれば、違法行為を行ったら命令を出して、従わなかったら、罰則となっているが、違法行為に対しては、関係機関で連携して色々と指導を行っていくという努力はするという理解でいいのか。
- いきなり監督処分ではなく、口頭指導なり文書勧告を行うが、そこは短く終えて、速やかに監督処分へ進むということになる。
- 今回は、答申ということで、概略的な方針と理解していただいて、細部については、私（会長）の方で事務局と調整するという事で任せていただきたい。

(2)「今後の土砂災害対策の進め方」について

- 土砂災害防止法の公表は、住民の方の自主的な避難や、早期の避難に向けた取り組みの意識を持っていただく上でも大変重要だと考えるが、「基礎調査の着手箇所」「基礎調査結果」の公表は、どういう情報形態となるのか？
- 「基礎調査の実施箇所」の公表のイメージは、調査範囲が広く、なかなかピンポイントでお示しできないので、資料の 3 ページの一覧表のようなイメージを考えている。
「基礎調査結果」の公表は、図面等で示すなど、ほぼ「区域指定の公表」と同等のものを考えている。
- この種の情報は、公開の方法によって、効果を上げる。安全な所と、危険な所と二分割でしか捉えられないことが多い。そうならないように工夫が必要。
また、ホームページでの公表というのは、情報はリリースしているが、見るべき人が見えていないこともあり、その本来の効果を生みにくい。市町村や当該地区と連携して、まずは見ていただく工夫が必要。
- 基礎調査に入る際には、地区の皆さんにチラシを配付しており、一定、情報提供はされているが、ホームページで広く周知している点については、委員ご指摘のとおり、閲覧状況を確認するなど、注意していきたい。
- 「基礎調査結果の公表」と「区域指定の公表」の内容が全く同じということであれば、市町村への意見照会という手続きはどういう位置付けになるのか、教えていただきたい。
- 法律上の手続きとして、指定にあたっては、市町村の意見を聴くことになっている。今回の土砂災害防止法の改正により、基礎調査結果を公表することとなった。
「基礎調査結果の公表」を行うだけでは、立地抑制、立地規制が働かない。法定の手続きである市町村意見照会を経て、区域を指定することにより、規制が適用される。

- 「基礎調査の実施箇所」の抽出は、「ここは調査するな」といった声など、恣意的なものが入らないよう、マニュアルに沿って行われるのか。
基礎調査の実施箇所を公表することで、逆に基礎調査がストップするようなことがないよう十分注意する必要がある。
- 「基礎調査の実施箇所」は、地形要件から抽出するため、土地所有者の意向など、恣意的なものは考慮されない。
基礎調査にあたっては、時間がかかってしまう場合もあると思うが、法の趣旨等を粘り強く説明させていただき、基礎調査がストップすることがないように対応する。
- 広島のような深夜のゲリラ豪雨では、避難場所を開設して避難場所へ避難することを実行しようとする、かえって危険な場合がある。山沿いと道路沿いの一列目の家が被災しているが、一列目よりも内側の方の家は被災していない家もかなりある。
地域のコミュニティによる「ゼロ時避難」のような取り組みも工夫するべき。完全なものとは言えないが、かなりの割合で安全度が高まる。
土砂災害防止法のレッドゾーン、イエローゾーンは「土砂」の話しであって、泥水による被害を被る範囲については法律に規定はない。泥水による被害は、もっと広い範囲に来るということも、自覚していただいて、そういう時には垂直避難する等といった啓蒙活動が必要。
- 避難勧告は、地域に出されるが、地域の中には、レッドゾーンやイエローゾーン、道路沿いの家、勧告を受ける方は色々なところに住んでいる。それぞれの方が避難勧告を受けて、どのように対処するのか、市町村の役割かもしれないが、避難勧告を出したら、それがどのように発揮するというイメージをお持ちか。もうちょっと小さいコミュニティで、避難するときの行動を考えていくということか。
- レッドゾーン、イエローゾーンの指定がされれば、市町村は、警戒避難体制をつくる義務が生じる。区域指定をキッカケに、府も市町村と一緒に地域に入り、地区版のハザードマップを作り込んでいくことが必要と考えている。
- ハザードマップ等を工夫して、限定した避難勧告を出すことはできないのか。市町村単位でなく、もっと範囲を絞って警戒情報、警戒警報を出すことは可能か。
- ちょっとした雨雲の動きの違いで、想定してたところと別の場所で集中して雨が降るということも可能性としてはあるため、精度を上げるというのは難しい。
- 精度を上げるのは非常に難しいし、精度を上げた情報を出すと、安全情報のように受け取られる。
情報は情報として受け取り、自分たちがどういうところに住んでいるかということ意識して対処することができないと、あまり情報に頼るようになるのはむしろまずいように考える。
- 勧告あるいは指示が出た時には 100 パーセント災害が来る、それが出なかった時は 100 パーセント来ないという警戒情報、警戒警報は出せるわけがないので、出せるわけがないということを前提に議論をしないといけない。
勧告、指示は一定の目安であり、最後のところの判断を住民の方がもっと自主的にでき

るようにすべき。

基礎調査を行って情報を出すという最低限のことは当然しなければならないが、加えて、イエローゾーン、レッドゾーンというのはどういう意味なのか、どういう現象が起こる危険があるという意味なのか、写真や動画を使って住民の方に周知する非常にいい機会。